

## 男女共同参画社会基本法

平成11年（1999年）6月23日公布・施行

令和元年（2019年）は、制定20年です！

### 男女共同参画社会5つの基本理念

#### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できること。

#### 2 社会における制度または慣行

##### についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができる社会の制度や慣行を考えること。

#### 3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保すること。

#### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。

#### 5 国際的協調

他の国々や国際機関と相互に協力して取り組むこと。

この法律は、性別にとらわれずに多様な生き方、働き方を選択できる社会の構築を目指して公布・施行されました。

我が国の憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。しかし、実際にはまだ、大切な意思決定の場に女性が加わっていなかったり、職場や家庭などさまざまな場で「おかしい」と感じたりする場面があるのではないのでしょうか。

男女共同参画社会基本法は、性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりのための5本の柱（基本理念）を打ち立て、国や地方自治体、国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

## 校長人権教育研修会②

### 「人権が尊重された学校づくり」

有限会社 せれくと 泥谷 佳織

「あいのて21号」に引き続き、6月3日（月）に開催しました校長人権教育研修会でお話いただいた有限会社せれくとの泥谷 佳織氏の講話の一部をお伝えします。

- ①「良いところ探しの焦点が、場に安心安全でクリエイティブな空間を作る。
- ②何かを教えに来たのではない。
- ③体験を通じ思いを共有しましょう。
- ④質問はいつでもOK、撮影もOK。「あいのて21号」でお伝えした項目

#### ⑤承認のスタイルでいきましょう。

小学校低学年の授業参観に行くと、多くの子がとても元気に手を挙げていて、答えが間違っても目を輝かせている姿をよく見かけます。しかし、学年が上がっていくにつれて手を挙げる姿が少なくなったり意見を言わなくなったりし、中学生に至っては、「授業は自分には関係ない」「わからない授業は聞かない」と決めているのではないかと思うような子どもに出会ったりすることもあります。

なぜ、このようなスタイルになるのかなと考えて見ると、小学校1年生の時は、「間違えることが恥ずかしい」とか、「みんなと意見が一緒じゃないといけなし」とかいう先入観が少ないんじゃないかと思えます。でも、少しずつ学年が上がるにつれて、新しい情報が入るにつれて、「間違ふことが恥ずかしい」とか「みんなと一緒にないとだめだ」とかいう感覚を良くも悪くも持ってしまい、発言することが怖くなったり間違ふことがダメなことだと思ってしまうのではないかと思えます。

だから、わからないということが次の学びを生むんだよということを丁寧に伝える。「自分の考えと違っても全然OK」「違いは違いであって間違ひではない」ということをとらえさせていくところが第一歩かなと思えます。

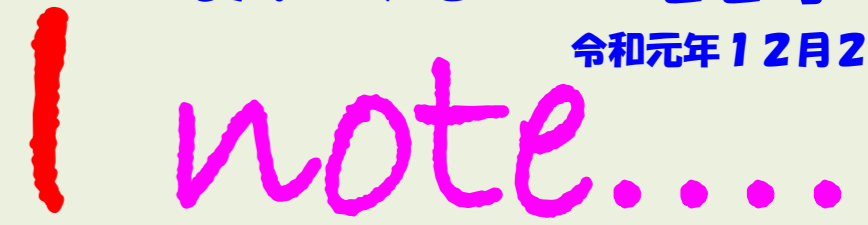
#### ⑥シェアタイムでは、人の発言の後に拍手。

#### ⑦発言の最後は「以上です」といえば、拍手。

シェアタイムの時間の中では、発言の後に必ず拍手をするようにしています。「以上です」というと必ず拍手がくるようにしています。だれでも「なんて言っていないかわからない」経験や「言おうと思っていたことが途中で分からなくなってしまった。忘れてしまった」経験があるのではないかと思います。発言できる場を作るとかトライすることが価値なんだよということを伝えていきます。頑張って発表したのに気まずい空気になってしまうと次にトライできなくなってしまうことが多いと感じています。だから、発言が終わったら「以上です」⇒拍手という流れを作っておくと嫌な空気にならず、その場が和らぐため、心理的安全な空気づくりができるのではないかと思います。

#### ⑧生理現象は止められない。

課題と思っていないことは入らない。自分が伸ばしたいと思っていない、興味を持っていないことに対していろいろ言うのは、おせっかいでしかないの、なかなか受け入れてもらえないと思っています。なので、何が伸ばしたいとこなのか、何が知りたいとこなのかというところに焦点を当てるようにしています。しかし、話を聞いていて眠くなったときは聞かなくてもいい、別の部屋で寝ていいという風にはしていません。でも、「寝てみてどうだったのか」という振り返りは必ず必要です。やってみてどうだったのかをセットすることが大切で、やりっぱなしは何の学びにもなりません。必ず行ったことに対しての振り返りのセットが大切です。



発行 京築教育事務所人権・同和教育室

### はじめに

令和元年11月22日にハンセン病家族補償法が公布・施行されました。この法律には、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難となり多大の苦痛と苦難を強いられてきたこと等に対する国会と政府による反省とおわび、差別禁止や名誉回復が明記されています。

この法律だけでなく、ここ数年で、個別的な人権課題に対する法律が、いくつも施行されています。

法律の施行がゴールではなく、新たなスタートとなるには、私たちの意識の変革が必要ではないでしょうか。差別の現実を真摯に受け止め学び続けていくことが求められています。

### 個別的な人権課題解決のための法整備 (H26~)

- 「子どもの貧困対策推進法」(平成26年)
- 「生活困窮者自立支援法」(平成27年)
- 「障害者差別解消法」(平成28年)
- 「ヘイトスピーチ対策法」(平成28年)
- 「部落差別解消推進法」(平成28年)
- 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(令和元年)
- 「ハンセン病家族補償法」(令和元年)

～ 牛の食べ方 ～

食べ物はすべてが命であり、それを奪って私たちは生きていること、また食べ物が私たちの口に入るまでには多くの人のかかわりがあり、食糧生産を支えていることを理解できるようにすることができる教材です。特に、本教材は「社会と人権」の観点から私たちが「命」を食べていること、そこで働く人々がいることを考えさせることのできる教材です。

実際の『あおぞら2』をご覧ください。

この教材は、第5学年の社会科「我が国の農業や水産業における食料生産」の発展学習として位置付けることができます。

まず、野菜や魚が私たちの口の中に入るまでの過程を子ども達とやり取りをしながら確認していきます。そして、生きている牛を解体して精肉にするという過程が食肉センター等で行われていることを知らせます。「残酷だ」「かわいそう」といった考えをもつ児童もいるかもしれません。その中で、食肉センターで働いている人がなぜ、「残さないくらいに注文してください」とお願いしているのかを考えさせることにより、生き物と向き合って命を奪い、食べ物にしてくれている人達の思いを知ることになります。

この学習を通して、私達は「命」をいただいて生きていること、また、「命」を食べ物にしてくれている人達がいて食料生産が支えられていることを理解することができます。

※小学校6年生の歴史学習を深める際のひとつの種(トピックス)にもなります。

～ ばあちゃんのリヤカー ～

この教材は、一人の母親が、厳しい部落差別の中で、38年にわたって廃品回収の仕事続けてきた生き様の聞き取りから生まれています。リヤカーで廃品回収をする仕事に誇りをもって誠実に生きることの大切さ、多くの人たちとの人と人とのつながりの大切さ、差別をなくすためには本当のことを正しく知ることの大切さを学ぶことができる教材です。

実際の『あおぞら2』をご覧ください。

この教材には、差別の厳しさと共に、仲間とのつながり・誠実な仕事ぶり・お客さんとの間に築いてきた信頼関係の強さ・家族への愛情の深さなど、様々な角度で学べる内容が詰まっています。

この教材で大切にしたいのが、リヤカーを引き廃品回収業を誠実に努め、家族の暮らしを支えてきた**ばあちゃんの生き様に触れ**、ばあちゃんが伝えたいことが何なのかを考えさせることです。「差別する人が本当のことを知らないからだと思っています」の**「本当のこと」とは何か**について交流したり**「たくさんの人と手を結べ」**のメッセージにはどのような思いが込められているのかを交流したりすることを通して、これからの自分の姿や生き方を見つめ直せるようにします。これは、**差別のない社会づくりを目指そうとする態度や意欲を育む**ことにつながります。